令和６年度

にぎわい館（仮称）改修機械設備工事

（有）サクライ設計

図　面　目　録					
図 番	図 面 名 称	縮　尺	図 番	図 面 名 称	縮　尺
M-０	表紙・図面目録				
M-１	機械設備特記仕様書（その１）				
M-２	機械設備特記仕様書（その２）				
M-３	現況　１階平面図・２階平面図	S=1:100			
M-４	現況　３階平面図・４階平面図	S=1:100			
M-５	現況　塔屋及び屋根平面図・塔屋屋根平面図	S=1:100			
M-６	改修　１階平面図・２階平面図	S=1:100			
M-７	改修　３階平面図・４階平面図	S=1:100			
M-８	改修　塔屋及び屋根平面図・塔屋屋根平面図	S=1:100			

にぎわい館(仮称)改修機械設備工事

令和　7年　1月（全 9 枚）

工事場所　魚沼市小出島　地内

建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備考
にぎわい館(仮称)	鉄骨造	4	1745.75		事務所

仕　様　書

Ⅰ．共通仕様

1．本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
　新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公

　改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版」(以下「改修標仕」という。)及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は標仕による。

2．標仕及び改修標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。
（1）「工事請負契約書」を「魚沼市財務規則(平成16年11月1日規則第49号)別記(第167条関係)
　建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）」に読み替える。
（2）「監督職員」を「監督員」に読み替える。

3．次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
（以下[　]内は、改修標仕の項目を表示する。）
（1）　第１編　第１章　１．１．２[１．１．２]　用語の定義の（ｱ）（ｽ）及び（ﾃ）
（2）　〃　１．１．５[１．１．５]　書面の書式及び取扱いの(2)
（3）　〃　１．４．２[１．４．２]　機材の品質等の（1）及び（3）
（4）　〃　１．４．５[１．４．５]　機材の検査等の（1）
（5）　〃　１．６．１[１．７．１]　工事検査の（2）及び（3）

4．標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
（1）　第１編　第１章　１．１．２[１．１．２]　用語の定義の（ﾄ）
（2）　〃　１．６．２[１．７．２]　技術検査

＜別　表＞

号	項目	置き換え後の共通仕様の規定
		第１編　一般共通事項 第１章　一般事項
（1）	１．１．２ [１．１．２] 用語の定義	（ｱ）「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 （ｽ）「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。 （ﾃ）「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査（ただし、②に係る検査を除く。）を含む。 ①　工事の完成（約款第32条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）
（2）	１．１．５ [１．１．５] 書面の様式及び取扱い	（2）　書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
（3）	１．４．２ [１．４．２] 機材の品質等	（1）　使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（契約時の最新版）」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。 　なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。 （3）　使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。 　ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の（ｱ）から（ｳ）までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。 （ｱ）　建築基準法その他に基づく認定品で、マーク等の確認ができる機材 （ｲ）　建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） （ｳ）　特記により指定された機材または製造者の製品
（4）	１．４．５ [１．４．５] 機材の検査等	（1）　工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の（ｱ）若しくは（ｲ）に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 （ｱ）　工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳ、ＪＡＳ及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第１４号）に適合することを示す認証機関のマークを確認できる場合 （ｲ）　建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
（5）	１．６．１ [１．７．１] 工事検査	（2）　約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 （3）　（1）の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第４８条及び第５０条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ．特記仕様

凡　例
（1）章と項目は番号に ○ のついたものを適用する。特記事項は ・ に ○ のついたものを適用する。
（2）特記事項で、⊙ 印のない場合は、※ 印を適用する。⊙ 印と ※ 印のある場合は ⊙ 印のみ適用する。
　⊙ 印と ⊗ 印のある場合は両方適用する。
（3）根拠項目の「 a-b.c.d 」は標仕並びに改修標仕の第 a編 b章 c節 d項を表す。

章 / 項目 / 特記事項 / 標準仕様書根拠項目 / 改修仕様書根拠項目

① 一般事項

① 工事実績情報の登録　請負工事費 500万円以上の場合登録する。　1-1.1.4　1-1.1.4

2．概成工期　※ 無　・有（工期　令和　年　月　日）　1-1.2.1　1-1.2.1

3．内部の工事期間等　着手　令和　年　月　日 ～ 終了　令和　年　月　日　とする。
ただし、次の作業は内部工事着手前に行える。（着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。）
※ 工場製作のための現場寸法調査
部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により施設内部の使用を開始する。

④ 発生材の処理等　＜表－２＞　「発生材の処理等」による。　1-1.3.9　1-5.1.1

5．機材の検査に伴う試験　下記の機材は、標仕あるいは改修標仕 第1編1.4.6(1)(ｳ)を適用する。（　）　1-1.4.6　1-1.4.6

⑥ 技能士　⊙ 配管施工（主任技術者は建築配管作業技能士の有資格者とする。）　1-1.5.2　1-1.6.2
⊙ 熱絶縁施工（保温、保冷、防湿）
・ 冷凍・空気調和機器施工（機器据付及び整備）
・ 建築板金施工（ﾀﾞｸﾄ製作及び取付）

7．見本施工　※ 実施しない　1-1.5.4　1-1.6.5

⑧ 完成図等　下記のものを作成し提出する。なお、作成方法及び部数等は監督員の指示による。
製本（完成図・施工図）、ＣＡＤデータ、保全に関する資料　1-1.7.1　1-1.8.2

⑨ 施工図等の取扱い　施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

⑩ 工事完成写真　工事完了後整理のうえ監督員に提出する。提出部数　２　部
工事完成写真は機械室機器、主要各室の冷暖房衛生機器及び屋外施設等とし、改修工事については、主要な部分の改修前と改修後が、比較できるものとする。このほか特に監督員が必要と認め指示した個所とする。

⑪ 工事施工状況写真　工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領（令和５年版）による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編（令和５年版）」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。
提出部数　１　部　印刷物若しくは電子データ（DVD等のメディア）で提出する。

12．他工事との取合い　スリーブ、箱入れなど他工事との取合いは＜表 － 3＞「工事区分表」によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに必要な大きさ、位置などを関係者と調整する。

② 共通工事（配管工事等）

1．溶接部の非破壊検査　油管、低圧蒸気管、冷却水管、冷温水管　2-2.5.17　2-2.3.17
※ 適用しない　・ 適用する（・ ＲＴ　・ ＰＴ　・ ＭＴ）
高圧蒸気管
※ 適用しない　・ 適用する（・ ＲＴ　・ ＰＴ　・ ＭＴ）
高温水管
※ 適用しない　・ 適用する（・ ＲＴ　・ ＰＴ　・ ＭＴ）

② 吊り及び支持　機械室内等配管で振動の伝播を防ぐ必要のある場合の吊金物は下記による。　2-2.6.3　2-2.4.3

機械室名				
防振吊金物	シングル	※	※	※
	ダブル	・	・	・
施工範囲		・給水管　・消火管　・ダクト　・冷却水管　・冷温水管　・温水管		

3．管の埋設　床下地中埋設配管は、床配筋から吊金物で支持する。（県共通図参照）

4．埋設配管の表示　地中埋設標（※ 要（ 図示の箇所）　・ 不要）　2-2.7.1　2-2.5.1
埋設表示テープ（※ 要　・ 不要）

5．埋め戻し土・盛土　※ 掘削土の良質土（ただし、管の周囲は山砂の類とする。）　2-4.2.1　2-7.1.1
・ すべて山砂の類で行う

6．耐震措置　設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。　3-2.1.1　3-2.1.1

重要機器	
重要水槽	

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設計用標準水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定施設（・ 甲類　・ 乙類） 重要機器・水槽	一般機器・水槽	・一般の施設（乙類） 重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0) ＜2.0＞	1.5 (2.0) ＜1.5＞	1.5 (2.0) ＜1.5＞	1.0 (1.5) ＜1.0＞
中間階	1.5 (1.5) ＜1.5＞	1.0 (1.5) ＜1.0＞	1.0 (1.5) ＜1.0＞	0.6 (1.0) ＜0.6＞
地下階・１階	1.0 (1.0) ＜1.5＞	0.6 (1.0) ＜1.0＞	0.6 (1.0) ＜1.0＞	0.4 (0.6) ＜0.6＞

（注）1．（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2．＜　＞内の数値は水槽類に適用する。
3．上層階の定義は、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階。
（１）設計用水平地震力・・機器の重量(N)に設計用水平震度を乗じたものとする。
（２）設計用鉛直地震力・・設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

7．制御及び操作盤　下記の機器は標仕の第２編　１．２．２．１項を適用する。（　）　2-1.2.2
追加する接点及び端子は機器表による。

8．ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ用制御及び操作盤　下記の機器は標仕第2編 1.2.2.2項を適用する。（　）　2-1.2.2

9．建物導入部の点検桝　図示の建物導入部において、ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管と異種管の接合部に点検桝を設置する。　2-2.5.12

③ 共通工事（関連工事等）

① 監督員事務所　※ 設けない　2-4.1.1　1-2.3.1
・ 設ける（仮設事務所の中に監督員用ｽﾍﾟｰｽを　㎡程度確保する。）

② 工事用水　構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない　2-4.1.1　1-2.2.2

③ 工事用電力　構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない

④ 仮設建物等　現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置は、あらかじめ監督員の承諾を受け、すべて受注者の負担とする。

5．残土処理　※ 構内指示の場所に敷均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出適切処理　2-4.2.1　2-7.1.1

6．地業工事　砂利地業　砂利種別（※ 再生クラッシャラン　・ 砂利　・ 砕石）　2-4.3.1　2-7.2.1

7．鉄筋工事　※ 異形鉄筋（※ Ａ種　・ Ｂ種）（※ ＳＤ２９５Ａ　・ ＳＤ３４５）　2-4.4.1　2-7.3.1
・ 丸鋼（※ Ａ種　・ Ｂ種）

8．ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　粗骨材　※ 砂利　・ 砕石　・ 砂利と砕石の混合（　/Wt以下）　2-4.4.1　2-7.3.1
細骨材　※ 洗砂
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　※ レディーミクスコンクリート（※ Ⅰ類　・ Ⅱ類）
設計基準強度 (N/mm2)　スランプ１５cm又は１８cm
１８　施工箇所（　）
２１　施工箇所（　）
２４　施工箇所（　）
２７　施工箇所（　）
強度試験　※ 省略する ・ 実施する（　）

9．電動機　機器は標仕第2編1.2.1項を適用する。ただし、下記の機器は製造者の標準仕様としてよい。（※ 換気扇　※ 圧力扇　・　）　2-1.2.1　2-1.2.1

⑩ 容量等の表示　（１）機器類の能力、容量は表示された数値以上とする。
（２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とする。
（３）参考図の寸法は概略寸法とする。

⑪ 電源周波数　※ 50 Hz　・ 60 Hz

12．はつり　既存コンクリート床、壁等の配管貫通の穴あけは原則としてダイヤモンドカッターによる。

⑬ 総合試運転調整等　⊙ 水量調整（⊙ 空調設備　・ 衛生設備）　2-1.3.1　2-1.3.1
・ 風量調整　・ 室内外空気の温湿度測定
・ 室内気流及び塵埃の測定　・ 騒音測定　・ 初期運転状態の記録

14．絶縁継手　・ 図示による　・（　）　2-2.2.12

④ 保温

① 衛生　標仕第２編３．１．５項によるほか下記による。　2-3.1.5　2-3.1.3
（１）屋外露出配管の保温仕様

材料及び施工順序	保温厚さ（ mm ）	施工範囲
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ 1．保温筒 2．粘着ﾃｰﾌﾟ 3．ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 4．ｽﾃﾝﾚｽ鋼板	15A ～ 25A　50 mm 32A ～ 200A　40 mm	・ 給水管

（２）床下、暗渠内配管の保温仕様（外気の流入する部分）

材料及び施工順序	保温厚さ（ mm ）	施工範囲
ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ 1．保温筒 2．粘着ﾃｰﾌﾟ 3．ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 4．着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ	15A ～ 150A　30 mm	

（３）鋼板製タンクの保温（・ 要　※ 不要）　2-3.1.5　2-3.1.3
（４）ステンレス鋼板製パネルタンクの保温　5-1.4.2
（・ 要（外装材は ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板）　※ 不要）
（６）屋内露出管の保温で合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）の使用箇所　2-3.1.5
・ 図示による　・（　）

2．空調　標仕第２編３．１．４項によるほか下記による。　2-3.1.4　2-3.1.3
屋外露出配管の保温仕様

材料及び施工順序	保温厚さ（ mm ）	施工範囲
ﾛｯｸｳｰﾙ・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 1．保温筒 2．鉄線 3．ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 4．ｽﾃﾝﾚｽ鋼板	15A ～ 25A　50 mm 32A ～ 200A　40 mm	・ 温水管 ・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 膨張管

屋内露出管の保温で合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）の使用箇所　2-3.1.5
・ 図示による　・（　）
・ 膨張タンクよりボイラー等への補給水の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
・ 建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第２編３．１．５の排水及び通気管の項による。
・ 共同溝の保温（　）
下記の施工箇所の保温の仕様は、それぞれの項を適用する。

区分	施工箇所（室名）	保温種別	外装
ダクト			
配管			

・ 保温化粧ケース
・ 使用する（※ 塩ビ製　・　）　・ 使用しない
・ 高圧蒸気管の保温厚は冷温水管による。　2-3.1.6
・ 高圧蒸気ヘッダーの保温厚は７５mmとする。
下記のﾀﾞｸﾄは標仕第２編表２．３．２により保温を行う。　2-3.1.4

ダクト	施工範囲	保温厚
外気（ＯＡ）	全て	２５mm
給気（ＳＡ）	全て	標仕第２編表２．３．７ XI（５０mm、２５mm）
排気（ＥＡ）	外壁から１ｍ	２５mm

3．消音　標仕第２編表２．３．２による。　2-3.1.4

区分	保温種別	摘要
サプライチャンバー	Ｍ，（イ）or（ロ），Ⅸ	※ する　・ しない
消音チャンバー・消音エルボ	Ｌ，（イ）or（ロ），Ⅷ	※ する　・ しない
レタンチャンバー	Ｌ，（イ）or（ロ），Ⅷ	・ する　※ しない
吹出口ボックス	Ｌ，（イ）or（ロ），Ⅷ	・ する　※ しない

5 塗装・防錆

1．塗装の箇所　標仕第２編３．２．１項によるほか下記による。　2-3.2.1　2-3.2.1
・下記の亜鉛めっきされた金属電線管は塗装を行う。
（・屋外露出　・　）
・下記の亜鉛めっきされた配管、ダクトは塗装を行わない。
（・ 機械室　・ 電気室　・自家発電機室　・EV機械室　・　）

2．鋼材工事の防錆　屋外露出部分は、溶融亜鉛めっき（※2種35　・2種50）又はｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)とする。　2-4.6.2

3．防食処置　コンクリート内埋設部、貫通部、支持部の金属管にはプラスチックテープ１／２重ね1回巻きを行う。　2-2.7.3　2-2.5.3

6 衛生器具設備

1．大便器洗浄方式　※ ＦＶ洗浄タンク併用式　5-1.1.8
・ ロータンク方式
・ ＦＶ(洗浄弁)方式（※ 押しボタン式　・ ハンドル式）
水圧の不足する場所は低圧型とする。

2．小便器　※自動洗浄小便器（センサー一体型）　・　5-1.1.2

3．水栓　水抜栓を使用する場合の水栓は（※ 吸気こま　・ 固定こま）とする。
水栓の接続には、器具接続用異種金属接触防止継手(水栓接続側青銅製)を使用する。

4．自動水栓　電源供給（※ ＡＣ１００Ｖ　・ 乾電池　・自己発電）　5-1.1.7
手動スイッチ（※ なし　・ あり）

5．温水洗浄便座　※ 温水洗浄便座　5-1.1.13
付加機能は標仕第５編１．２．１によるほか下記による。
（・ 温風乾燥機能　・ 擬音装置　・ リモコン）
・ 普通便座（暖房便座、ソフト閉止付き）

⑦ 給水設備

① 給水方式　・ 水道直結方式　・ 高置タンク方式　⊙ 加圧給水方式　・ 増圧直結方式

② タンク　（１）受水タンク　材質（※下記による。　・任意）　5-1.4.1
・ ＦＲＰ製（・ パネル形　・ 一体形）（※ 複合板　・ 単板）
⊙ 鋼板製（・ パネル形　⊙ 一体形）
・ ステンレス鋼板製パネル（・ ボルト組立形 ・ 溶接組立形）保温（・ あり ・ なし）
形状及び寸法（・ 標準図による ・ 図示による）
タンクに給水栓用配管の接続口（・ 設ける　※ 設けない）
タンクに緊急遮断弁（・ 設ける　※ 設けない）　2-2.2.22
水位センサ（※ 電極棒　・ 電極帯）
（２）高置タンク　材質（※下記による。　・任意）
・ ＦＲＰ製（・ パネル形　・ 一体形）（※ 複合板　・ 単板）
・ 鋼板製（・ パネル形　・ 一体形）
・ ステンレス鋼板製パネル（・ ボルト組立形 ・ 溶接組立形）保温（・ あり ・ なし）
形状及び寸法（・ 標準図による ・ 図示による）
水位センサ（※ 電極棒　・ 電極帯）

3．量水器　親メーター（※ 貸与　・ 買取）　2-2.2.16
子メーター（・ 貸与　※ 買取）
※ 現地表示式（直読式）　・遠隔表示式

4．量水器桝　※ 標準図による。　・ 水道事業者の仕様による。　5-1.8.4

⑤ 弁　水道直結部分は水道事業者の規定による他、下記による。　2-2.2.1　2-2.1.1
ＪＩＳ又はＪＶ（※ 0.98MPa　・　）管端防食コアを備えた弁
その他の部分はJIS又はJV（※ 0.49MPa　・ 0.98MPa）　管端防食コアを備えた弁

6．弁桝　※ 標準図による。　・ 水道事業者の仕様による。

⑦ 配管材料　＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。

⑧ 飲料水の水質の測定　※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条による水質検査（１６項目＋残留塩素）の成績表を提出する。　2-1.3.3　2-1.3.3
・ 水道法施行規則第１０条による水質検査(５１項目＋残留塩素)の成績表を提出する。
・ 省略する。

9．雑用水の水質の測定　・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準による成績表を提出する。　2-1.3.3　2-1.3.3

8 排水設備

1．排水方式　建物内汚水と雑排水（※ 分流　・ 合流）
建物外放流先　汚水　・ 直放流下水道　・ 浄化槽　・ 既存し尿浄化槽
雑排水　・ 直放流下水道　・ 浄化槽　・ 排水管　・側溝

2．配管材料　＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。

3．衛生器具等の排水管　洗面器及び手洗器に直結する排水管寸法は器具トラップより１サイズアップとする。
既製流し台などの床上露出部の配管は硬質塩化ビニル管（ＶＰ）とする。洗面ユニットのトラップと排水管は専用アダプタを使用して接続する。排水管の接続は下記による。
（１）大便器　※ 塩ビ製フレキシブル継手　・ 鉛管
（２）小便器　※ ＶＰ　・ 鉛管
（３）洗面、手洗器　※ ＶＰ　・ 鉛管

4．塩ビ立管の通気金物　エルボ返しに通気金物を下方から取付けてはならない。

5．ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝、ため桝　※ 小口径塩ビ桝　・ 下水道事業者指定品　・　5-1.8.5
※ 塩ビ桝蓋の場合は鎖付とする。（ただし、適合品がない場合は除く。）　5-1.8.6

6．満水試験継手　・ 図示の箇所に取付ける。 ※ 排水管が3階以上にわたる場合は各階ごとに取付ける。　2-2.4.8　2-2.2.8

7．試験　※ 通水試験　※ 満水試験　2-2.9.4　2-2.7.4

9 給湯設備

1．配管材料　＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。

2．煙突煙道等　給湯ボイラー　煙突（・ 本工事　※ 別途工事）　煙道（・ 本工事　※ 別途工事）　3-1.1.3　3-2.1.4
鋼板の厚さ（※ ３．２mm ・　mm）
ガス湯沸器　排気筒（※ 本工事　・ 別途工事）　5-1.3.10
材質、厚さ（※ ＳＵＳ３０４、０．３mm以上　・ 図示による）
頂部の形状（※ ステンレス製防鳥網付排気トップ　・ 図示による）

10 消火設備

1．消防設備等の種類　・屋内消火栓設備（※易操作性１号　・１号　・広範囲形２号　・２号）
・スプリンクラー設備　・不活性ガス消火設備（消火剤：　）
・泡消火設備　・粉末消火設備　・屋外消火栓設備　・連結送水管
・連結散水設備　・フード等用簡易自動消火設備

2．配管材料　＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。

11 ガス設備

1．種別　・ 都市ガス（発熱量　MJ/m3）
・ 液化石油ガス（発熱量　MJ/kg）

2．配管材料　＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。

3．土中埋設管の電気防食　※ 行わない　・ 行う

4．集合装置　転倒防止用鎖　※ 本工事　・ 別途工事
ガスボンベ　※ 別途（※ 50kg　・　kg）

5．ｶﾞｽﾒｰﾀｰ　※ 貸与品　・ 買取　※ マイコンメータ　ガス漏警報器と連動（・ あり ・ なし）　6-2.1.7　6-2.2.1
計量方式（・ 実測式 ・ パルス式）

6．ｶﾞｽ漏警報連動遮断装置　※ あり　・ なし　6-2.1.6　6-2.2.1　6-2.1.5　6-2.2.1

7．ｶﾞｽ漏警報機　・ 取付ける（※ 本工事　・ 別途工事）　外部端子（・ あり　・ なし）　6-2.1.3　6-2.2.1
・ 取付けない

12 厨房機器設備

1．機器の寸法　図示の寸法は参考とする。

2．機器の固定等　下記の機器は標仕第5編1.6.1(b)を適用する。（　）　5-1.6.1　5-2.2.6
下記の機器はステンレス鋼板の厚さを1.2mm以上とする。　5-1.6.4
（・ 流しの槽及び水切り　・ 作業台の甲板　・　）
・ 流しの下部に設けるもの（※ なし　・すのこ　・戸棚）　5-1.6.4
・ 作業台の下部に設けるもの（※ なし　・すのこ　・戸棚）　5-1.6.4

3．制御・操作盤　製造者の標準形とする。

13 浄化槽（小規模合併処理）

1．処理対象人員　・　人 JIS A 3302-2000類似用途別番号（　）建築用途（　）

2．処理水量　・　m3/日

3．放流水水質　BOD濃度　ppm以下　BOD除去率　%以上　8-1.1.1
COD濃度　ppm以下　T-N濃度　ppm以下

4．処理種別　・ 嫌気ろ床接触ばっ気方式　・ 分離接触ばっ気方式　8-1.1.1
・ 脱窒ろ床接触ばっ気方式　・ その他（　）

5．型式　※ ユニット型（国土交通大臣型式適合認定品）　・その他（　）　8-1.1.1

6．施工範囲　ユニット型の底板及び上スラブ工事は（※ 本工事　・ 別途工事）
送風機室（※ 本工事　・ 別途工事）防護柵（※ 本工事　・ 別途工事）
土留工事（※ 本工事　・ 別途工事）杭工事（※ 本工事　・ 別途工事）
水替工事（※ 本工事　・ 別途工事）制御盤（※ 本工事　・ 別途工事）
一括故障表示用無電圧接点及び端子（※ 設ける　・ 設けない）

7．消泡装置　・ ノズル式　・ 消泡剤式

8．管理備品　搔き揚げ用具、ビニールホース、デッキブラシ、ゴム手袋を備える。

14 空気調和設備

1．空気調和方式　・ 空気調和　・ ダクト方式（・ 定風量　・ 変風量）
・ ファンコイルユニット ＋ ダクト併用方式
・ 輻射方式 ＋ ダクト併用方式
・ 冷暖房設備　・ ファンコイルユニット ＋ 全熱交換器
・ ヒートポンプエアコン（EHP）＋ 全熱交換器
・ ガスエンジンヒートポンプエアコン（GHP）＋全熱交換器
・ 暖房設備　・ ファンコンベクタ-方式　・ FF温風暖房方式（・ガス・灯油）
・ 温水床暖房方式　・ 電気床暖房方式
・ 冷媒の種類　※HFC-R32　※ HFC-R410A　・ HFC-R407C

2．設計温湿度条件

区分	外気 乾球温度	外気 相対温度	室内 系統 乾球温度	相対温度	系統 乾球温度	相対温度	系統 乾球温度	相対温度
夏期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

3．煙道等　煙道　※ 本工事　・ 別途工事　3-1.1.3
鋼板厚　※ 3.2mm　・ 4.5mm
ばい煙濃度計　3-1.1.4
※ 設ける（位置は図示による。）・設けない
電源はバーナー電源（2次側）から取り出すものとし、
配管配線は（※ 本工事　・ 別途工事）とする。
ばいじん量測定口　3-1.1.3
※ 設ける（80φ、煙道直線部。）　・設けない
煙突　・ 本工事　※ 別途工事

4．ﾀﾞｸﾄ　区分　※ 低圧ダクト　・ 高圧１ダクト　・ 高圧２ダクト　3-2.2.1
工法　※ コーナーボルト工法（長辺の長さ1,500mm以下）　3-2.2.3
・ 共板フランジ工法　・ スライドオンフランジ工法
・ アングルフランジ工法（長辺の長さ1,500mm超）　3-2.2.2

5．吹出口及び吸込口　※ アルミニウム製　・ 鋼板製　3-1.15.1 ～4

6．風量測定口　取付位置は下記による。　3-2.2.6
・ 図示の位置　・ 外気取入れダクト
・ 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・ 空調機出口チャンバーの分岐ダクト

7．風量調節ﾀﾞﾝﾊﾟｰ　下記の使用区分のダンパーは耐塩仕様とする。　3-1.15.6
使用区分（※ OAダクト　・ SAダクト　・ RAダクト　・　）
耐塩仕様　ダンパー軸（ステンレス棒鋼）　軸受（テフロン製）

8．防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ　自動閉鎖機構はソレノイド（瞬時通電式）又は電動式とし、自動復帰機構は電動式とする。　3-1.15.8
定格入力はDC24V、0.7A以下とする。
煙感知器、連動制御機器及びこれに係る配線類は（・ 本工事　※ 別途工事）とする。
※ 遠隔復帰式（電気式）　・

9．ﾋﾟｽﾄﾝﾀﾞﾝﾊﾟｰ　※ 遠隔復帰式　・ 手動復帰式　3-1.15.10

10．配管材料　＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。

11．計器類　取付け部は下表による。
＜計器類取付け一覧表＞

機器名	部位	温度計	圧力計	瞬間流量計	備考
冷凍機	冷水管及び冷却水管（出入口側）	※	※		
冷凍機	冷水管及び冷却水管（出口側）			※	・固定型 ※着脱型
吸収冷温水器	冷温水管及び冷却水管（出入口側）	※	※		
吸収冷温水器	冷温水管及び冷却水管（出口側）			※	・固定型 ※着脱型
ボイラー	温水管（入口側）	※			
温水発生機	温水管（出入口側）	※			
温水発生機	温水管（入口側）			※	・固定型 ※着脱型
空気調和機	冷温水管（出入口側）	※	※		
空気調和機	冷温水管（出口又は入口側）			※	・固定型 ※着脱型
熱交換器	冷温水管（出入口側）	※	※		
冷温水ヘッダ	（往ヘッダー）及び各返り管	※			
冷温水ヘッダ	（・ 各送り管　・ 各返り管）			※	・固定型 ※着脱型
空気調和機（ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形を含む）	サプライチャンバー、ダクト 外気取入れダクト及びレタンチャンバー	※			
温風暖房機	吐出ダクト、レタンダクト 外気取入れダクト及びレタンチャンバー	※			

温度計はバイメタル式温度計とし、目盛板外径は100mmとする。　2-2.3.2
（ボイラー、貯湯タンクを除く）
圧力計は標仕第2編2.3.1による。（目盛板外径は100mm、コック・赤針(設置針)付とする。）　2-2.3.1
瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とする。　2-2.3.8
なお、着脱型の支持部は下記を標準とする。
・ 20A～ 40A用　個　・ 50A～100A用　個　・ 125A～250A用　個

12．消火器の設置　下記の箇所に消火器を設置する。
・ボイラー室　能力単位　×　個　格納箱（※ SS　・ SUS）
・地下タンク貯蔵所　能力単位　×　個　格納箱（・ SS　※ SUS）

備考

有限会社　サクライ設計
新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６　（小出東町）
一級建築士事務所登録(ﾁ)第１９２５号　TEL 025-792-3586・FAX 792-9990
一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井　守人

設計者等 氏名	建築士登録番号等
坂大　健一	一級建築士登録　第212355号

工事名称	にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日	２０２５．０１	図面番号 E-01
図面名称	機械設備特記仕様書（その１）	縮尺		意　電　構　(機)

項	項目	内容	標準仕様書	
15 換気設備	1. ﾀﾞｸﾄ	区分 ※低圧ダクト　・高圧１ダクト　・高圧２ダクト 使用ダクト ※スパイラルダクト　（長方形ダクトとの使い分けは図示による） ・コーナーボルト工法ダクト　（長辺の長さ1,500mm以下） ※共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法ダクト（長辺の長さ1,500mm超） 材質 ※ 亜鉛鉄板 ・ステンレス鋼板 ・硬質塩化ビニル板 ・塩ビ被覆鋼板　（膜厚　※0.2mm　・　mm） 下記のダクトは標準仕様書第３編表３．２．２よりも１番手厚いものを使用する。 （　・　厨房用排気ダクト　・　） 制気口およびダンパーは14.空気調和設備による。	3-2.2.1 3-2.2.2 3-2.2.3	
	2. 多湿箇所の排気ﾀﾞｸﾄ	水抜き管　・　要　・　不要	3-2.2.1	
16 排煙設備	1. ﾀﾞｸﾄ	※ 亜鉛鉄板製　・ 普通鋼板製	3-2.2.5	3-2.2.5
	2. 排煙口の形式	・天井取付け（・スリット形　・スイング形）　・壁取付け（・スリット形　・　）	3-1.15.5	
	3. 排煙口手動開放装置	・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・ 要　・ 不要 ）		
	4. 排煙風量測定	建築設備定期検査業務指導書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。		
17 自動制御	1. 中央監視制御	・ あり（詳細は　図参照）　・ なし		
	2. 総合調整	・ 総合試運転完了後、制御計測調整報告書を監督員に提出する。	4-2.4.2	4-2.4.2
⑱ 追加特記事項	① 公共事業労務費調査	※ 協力する。		
	2. 工事監理方式	共同監理　・ あり　※ なし		
	③ 適用基準等	工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成） ・ 営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修）		
	4. 総合図	※ 作成する　・作成しない		
	⑤ 工事成績評定	受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式は工事運行マニュアルによる。）		
	6. 負担金の支払区分	※ 本工事に含まない。 ・ 本工事に含む。（　）		
	7. 中間技術検査	低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。		

<表 - 1>使用配管材料一覧表

名称	番号	備考	給水管 一般	給水管 地中埋設	給湯管	排水管 屋内	排水管 屋外	通気管	消火管 水系 一般	消火管 水系 埋設	消火管 ガス系	ガス管 一般	ガス管 地中埋設	油管 一般	油管 暗渠内	油管 地中埋設	備考（接合工法等）
【給水及び給湯管】																	
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	SGP-VA															□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
〃	〃	SGP-VB	●														■ねじ ■ﾌﾗﾝｼﾞ
〃	〃	SGP-VD		○													□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
水道用耐熱性硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA			○												□ねじ
水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 132	SGP-PB	○														□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
〃	〃	SGP-PD		○													□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448		○	○	○												□圧縮・ﾌﾟﾚｽ □拡管式 □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ（給湯管にｽﾃﾝﾚｽ鋼管を使用する場合の保温材は、保温材ﾒｰｶｰ推奨品とする。）
銅及び銅合金継目無管	JIS H 3300	硬質(M)	○		○												□熱溶着 □電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
外面被覆銅管	JIS H3330		○		○												
保温付被覆銅管	JCDA 0008		○		○												JIS H 3300の外面に発泡断熱材（厚さ14mm以上）で被覆したもの
水道用硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6742	VP又はHIVP	○														■接着（TS） □ｺﾞﾑ輪(RR)
水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ二層管	JIS K 6762			○													□軟質管・ﾒｶﾆｶﾙ □硬質管・ﾒｶﾆｶﾙ
水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	JWWA K 144			○													□電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管	JIS K 6778		○		○												
ﾅｲﾛﾝｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管	WSP067	SGP-FNP SGP-RNP	○														□ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
【排水及び通気管】																	
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管				○											□ねじ
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管						○									□ねじ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ □溶接
排水用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	WSP 042					○		○									□ねじ □MD
排水用ﾉﾝﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ塗装鋼管	WSP 032					○		○									□ねじ □MD
排水用塩化ﾋﾞﾆﾙｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管						○		○									□ねじ □MD
排水・通気用鉛管	SHASE-S203					○											
硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6741	VP				○	○	○									■接着（DV） □ｺﾞﾑ輪（RR）
〃	〃	ｶﾗｰVP				○	○	○									□接着（DV） □ｺﾞﾑ輪（RR）
〃	〃	VU					○										□接着（VU） □ｺﾞﾑ輪（RR）
排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	AS － 58	REP-VU					○										□接着（VU） □ｺﾞﾑ輪（RR）
ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管	JIS K 9798	RF-VP				○											□接着（DV） □ｺﾞﾑ輪（RR）
ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ三層管	JIS K 9797	RS-VU					○										□接着（VU） □ｺﾞﾑ輪（RR）
耐火二層管						○		○									□接着（DV） □ｺﾞﾑ輪（RR） 国土交通省認定品
ｺﾝｸﾘｰﾄ管	JIS A 5372	外圧管1種のB形					○										□ｿｹｯﾄ接合（B形）
【消火管】																	
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452								○								□ねじ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ □溶接
圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	STPG 370白管 Sch40							○								□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS								○							□ねじ
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448								○								□圧縮・ﾌﾟﾚｽ □拡管式 □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
ﾅｲﾛﾝｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管	WSP067	SGP-FNP SGP-RNP							○								□ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
【ｶﾞｽ管及び油管】																	
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管										○					□ねじ
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管	JIS G 3469	PLS										○	○				□ねじ □溶接
〃	JIS G 3469	PLP											○				□溶接
ｶﾞｽ用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	JIS K 6774												○				□熱溶着 □電気融着 □ﾒｶﾆｶﾙ
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	黒管												○			□ねじ □溶接
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管	JIS G 3469	PLS												○	○	○	□ねじ □溶接
〃	JIS G 3469	PLP														○	□溶接

（注）● 印及び■ 印を適用する。

名称	番号	備考	冷温水管	冷却水管	蒸気管 給気管	蒸気管 還管	油管 一般	油管 暗渠内	油管 地中埋設	冷媒管	ドレン排水管	補給水管	空気抜管	膨張管	備考（接合工法等）
【冷温水及び冷却水管】															
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管	○												□ねじ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ □溶接
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	SGP-VA		○											□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448	SUS 304		○											□圧縮・ﾌﾟﾚｽ □拡管式 □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ ■溶接（温水管にｽﾃﾝﾚｽ鋼管を使用する場合の保温材は、保温材ﾒｰｶｰ推奨品とする。）
【蒸気管及び油管】															
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	黒管			○		○								□ねじ □溶接
圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	STPG 370 黒管Sch40			○	○									□ねじ □溶接
一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	JIS G 3448	SUS 304				○									□溶接 □フランジ
ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管	JIS G 3469	PLS					○	○	○						□ねじ
〃	JIS G 3469	PLP							○						□溶接
【冷媒管】															
断熱材被覆銅管	原管は、JIS H 3300による									●					液 管：■保温厚10mm以上（呼径9.52以下は8mmで可） ｶﾞｽ管：■保温厚10mm以上 □保温厚20mm以上
【空調ﾄﾞﾚﾝ排水管】															
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管									○				□ねじ □MD
硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	JIS K 6741	VP									●				■接着（TS） □ｺﾞﾑ輪（RR）
〃	〃	ｶﾗｰVP									○				□接着（TS） □ｺﾞﾑ輪（RR）
【補給水管】															
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	JWWA K 116	SGP-VA										○			□ねじ □ﾌﾗﾝｼﾞ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
【空気抜き管】															
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管											○		□ねじ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ □溶接
【膨張管】															
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	白管												○	□ねじ □ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ □溶接

（注）● 印及び■ 印を適用する。
各項目で縦に２つ以上●がある場合、管種と使用部位は下記による。
（記載例）給水管一般：SGP-VA（　PS内　）、ポリブデン管（　住戸内　）

<表 - 2>「発生材の処理等」

1．再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2．建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3．建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名/施設名称			
工事場所/施設所在地			
連絡先			
仮置場所の有無			
備考			

4．建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	木くず、ｶﾞﾗｽ･陶磁器 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ,廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ,その他がれき類	金属類 等	廃ｺﾝｸﾘｰﾄ・廃ｱｽﾌｧﾙﾄ		
処理施設名称	(株)小出環境サービス	(有)渡辺銅鉄店	桜井石材ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄ		
施設所在地	魚沼市四日町381-1	魚沼市四日町381-1	魚沼市下倉1241-1		
連絡先	025-792-0208	025-792-6140	025-792-0353		
備考	約5km	約5km	約5km		

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5．建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6．自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7．協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

<表ー3>工事区分表
注）　原則○印を適用する。

項目		本工事	建築工事	電気工事
■躯体関係				
1. RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通スリーブ材及び取付け	○		
	補強を要する型枠材及び取付け		○	
	補強を要しない型枠材及び取付け	○		
	貫通孔・開口部の墨出し	○		
	貫通孔・開口部の補強		○	
	スリーブ・型枠の穴埋め	○		
2. S・SRC造・梁貫通口	S・SRC造貫通鋼管スリーブ・補強		○	
	使用されたスリーブの穴埋め	○		
	予備スリーブの穴埋め	○		
3. 設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの		○	
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）	○		
	屋外・屋上の基礎		○	
	屋上基礎で押えコンにアンカーしない軽微なもの	○		
	機器取付け用アンカー・架台	○		
	屋内受水タンク用の基礎		○	
■仕上げ関係				
軽鉄天井・壁下地	補強を要するボードの切り込み及び下地の補強		○	
	補強を要しないボードの切り込み	○		
	開口部の墨出し	○		
■電気関係				
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）	○		
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			○
	機器と付属操作リモコン等の取付け及び渡り配管配線	○		
■その他（工事区分を特に間違えやすい項目）				
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用		○	
床はつり補修	各種配管配線作業用		○	
流し台、ガス台			○	
便所手洗い・カウンター	衛生陶器は衛生設備		○	
洗面化粧台		○		
ガス漏れ警報器		○		
24H換気扇連動スイッチ	機器納入	○		
	取付			○
湯沸器連動スイッチ	機器納入	○		
	取付			○

Ⅲ．改修特記仕様

区分	項目	内容	標準仕様書
① 一般共通事項	① 施工条件	施工場所の設備機能停止に伴う非施工場所の代替え設備。 ※設けない　・設ける（図示による） 天井解体の条件に従い、天井内の機器、配管及びダクト等を施工する。 天井解体の条件　※ 建築工事　・本工事（図示による） 工事車両の駐車場及び資機材置場については、次による。 ㊟敷地内　・敷地外（受注者の手配とする）	1-1.3.3
	2. 再使用品	状態、性能及び機能等、取外し前に行う確認項目は、監督員と協議する。 取外した機器は、清掃又は洗浄等を行う。	1-1.4.3
	3. 固定された備品、机・ﾛｯｶｰ等の移動	※別途工事　・本工事（図示による）	
	4. 本工事で設置する仮設	・ 足場 内部足場の種別　※ A ～ D 種　・E 種　・F 種　・G 種 外部足場の種別　※ A，C 種　・B 種　・D 種　・E 種 外部足場は枠組足場とする。 足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省　基発第０４２４００１号平成２１年４月２４日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 仮設間仕切り　※ A 種　・B 種　・C 種	1-2.2.1 1-2.2.3
	5. 養生	※別途工事　・本工事（図示による）	1-3.1.1
	6. 内容物の回収	撤去前に内容物の回収を要する機器及び配管は図示による。 ・冷媒　・吸収液　・廃油	1-4.1.1
	7. 撤去作業の安全対策	アスベスト含有材については次による。 ・アスベスト含有材使用箇所（　） ・本工事により含有について分析を実施する（箇所：　） ・撤去箇所は図示による。 上記の他、撤去部にアスベスト含有の懸念がある場合は監督員と協議する。	1-4.1.2
	8. 撤去跡の補修	壁付け機器、床置き機器及び天井付け機器撤去跡の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修及び床補修等は、次による。 ※建築工事　・本工事（図示による） 床、壁及び天井等の撤去後の開口部について、補修の方法及び仕上げの仕様は、次による。 ※建築工事　・本工事（図示による）	1-4.2.1 1-4.2.4
② 共通工事	① 既設配管の撤去	既設配管の撤去範囲は図示による。ただし、その位置で不具合と判断される場合は監督員と協議する。	2-2.8.2
	2. 既設配管の搬出	下記の撤去材の集積場所は、監督員と協議する。 （　）	2-2.8.3
	3. 既設配管の再生	工法（　） 調査箇所及びサンプリング個数は、図示による。	2-2.2.11
	4. 埋設配管	・ 埋設する部分の舗装等のはつり及び復旧工事の施工範囲及び舗装仕様は、図示による。 ・ 地盤対策は、図示による。 ・ 植栽、芝生、舗装、石貼、タイル等の移植及び撤去、復旧並びに再利用品等は、図示による。	2-2.5.1
	⑤ 試験	システム全体の試験　㊟行わない　・行う（　） 既設配管を含む部分の試験方法は監督員と協議する。	2-2.7.1
	6. はつり及び穴開け	はつり作業を行う場合は、埋設物の調査を行い、埋設配管等に損傷を与えないように行う。 ・ 埋設配管等の確認方法でＸ線法を指定する場合は、図示による。 ・ 既存のコンクリート床及び壁等の配管貫通場所及び貫通口径は、図示による。	2-4.1.1 2-4.1.3
	7. 既設基礎の解体はつり	・ 解体基礎の仕様（有筋・無筋、防水・非防水、寸法等）は、図示による。 ・ 防水層等の補修は、図示による。 ・ 基礎解体、撤去後の床面仕上げ及び補修は、図示による。	2-4.1.5
	8. ｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰ	既存のインサート及びアンカーボルトは原則として使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーボルトを再使用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。 引張強度の確認試験　※行わない　・行う（　） 下記の機器に使用するアンカーは耐震計算を行い選定する。 （　） あと施工アンカーの試験は次による。 性能確認試験　※ 行わない　・ 行う（　） 施工後確認試験　※ 行わない　・ 行う（　）	2-5.1.1
3 追加特記事項	1. 給水設備	下記の露出配管の保温は、ワンタッチ保温材（硬質ウレタンフォーム２０ｍｍ）を使用する。 ・ シャワー室	
	2. 給油設備	配管材料は、＜表ー１＞「使用配管材料一覧表」のとおり。 弁は、マレアブル玉形弁とする。 試験は、空気圧縮試験とし、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。試験結果のチャートを提出する。	
	3. 空調設備	冷媒管は、断熱材被覆銅管（原管ＪＩＳ　Ｈ　３３００）とし、保温厚は以下による。 液管　※　１０ｍｍ以上（呼び径９．５２以下は８ｍｍとしてよい。） ガス管　・　１０ｍｍ以上　※　２０ｍｍ以上	

Ⅳ．改修工事概要
工事内容は下記のとおり、実施範囲、箇所及び数等は、図及び器具表に表記する。
○印が今回工事を示す。

設備	内容
1. 衛生器具設備	・ 既設の和風大便器を撤去して洋風便器を新設する。 ・ 既設小便器の洗浄方式をハイタンク方式から個別感知フラッシュ弁方式に変更する。 ・ 既存の洗面器を撤去、新設する。 ・ 既設洗面器、手洗器を取外し、排水トラップ及び止水栓等の付属金具を新品に取替え、器具本体は清掃後、再取付けする。 ・ 既設掃除流しの排水トラップ外面を、錆落し、再塗装する。 ・ 老朽化した水栓類を撤去・新設する。 ・ ・ ・
② 給水設備	㊀ 給水管を撤去、新設する。（工事範囲の全て） ㊀ 給水管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する。 ・ 既存管再利用とし、保温、塗装、防食工事を行う。（範囲は図示による） ・ ・ ・
3. 排水設備	・ 器具の改修に伴う必要な配管を新設する。（範囲は図示による） ・ 便所内の床排水金具（ワン型トラップ）は、内部掃除及び防錆塗装の上、樹脂製ワンに取替える。 ・ 再加工を施す既設コンクリート製流し及び人研流しの排水金具を取替える。 ・ 排水管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する。 ・ 高圧洗浄を行う。（範囲は図示による） ・ ・
4. 給湯設備	・ 既設給湯器、湯沸器を撤去し、給湯器、湯沸器を新設する。 ・ 既設給湯器、湯沸器を取外し、再取付けを行う。 ・ 給湯配管の一部を撤去し、必要な配管を新設する。 ・ ・
5. 消火栓設備	・ 工事に支障となる屋内消火栓箱を取外し、再塗装を施した後に再取付けを行う。 ・ 屋内消火栓配管の一部を撤去、新設する。 ・ 既設屋内消火栓ポンプ等を撤去し、新たにポンプユニットを新設する。 ・ 既設配管、充水槽等の汚れを落とし、再塗装を施す。 ・ 屋内消火栓の外装塗装を施し、操作説明シールを貼付ける。 ・
6. 給油設備	・ 既設給油口ボックス（埋込み型）を撤去し、露出型給油口ボックスを新設する。 ・ 給油管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する。 ・ 既設戸別タンクを撤去、新設する。 ・ 既設オイルギアポンプを撤去、新設する。 ・ 既設配管、タンク等の汚れを落とし、再塗装を施す。 ・ ・
7. ｶﾞｽ設備	・ 既設ガス栓をヒューズコックに取替える。 ・ 既設ガス配管の一部を撤去、新設する。 ・ ガス漏れ警報器、マイコンメーター等を更新する。 ・ ・
⑧ 空調設備	㊀ 既設冷温水発生機を撤去する。 ㊀ 既設冷温水管・冷却管を撤去する。 ㊀ 既設FCU化粧パネルを撤去し開口部の復旧を行う。 ㊀ 新規空調機（エアコン）を設置・冷媒配管を配管する。 ・ ・ ・
9. 換気設備	・ 既設換気扇を撤去、新設する。 ・ 居室に２４時間対応の換気扇を新設する。（２４時間スイッチは電気工事に支給する。） ・ 開放式ガス湯沸器を設置する場合は、湯沸器連動換気扇を新設する。(連動スイッチは電気工事に支給) ・ ・

<用語の説明>
（１）「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
（２）「取外し」とは、再利用を考慮して、丁寧に外すこと。
（３）「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
（４）「取外し・再取付け」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。
（５）「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。
（６）「移動」とは、既存物を取外し、取付場所を変更して再取付すること。

備考

有限会社 サクライ設計
新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６（小出東町）
一級建築士事務所登録(ﾁ)第１９２５号 TEL 025-792-3586・FAX 792-9990
一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人
設計者等氏名：坂大 健一　建築士登録番号等：一級建築士登録 第212355号

工事名称	にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日	２０２５．０１	図面番号 M-2
図面名称	機械設備特記仕様書（その１）	縮尺		意 電 構 ㊫

※ 斜線部
コンクリート切断
コンクリート取壊
コンクリート復旧（荒仕上）

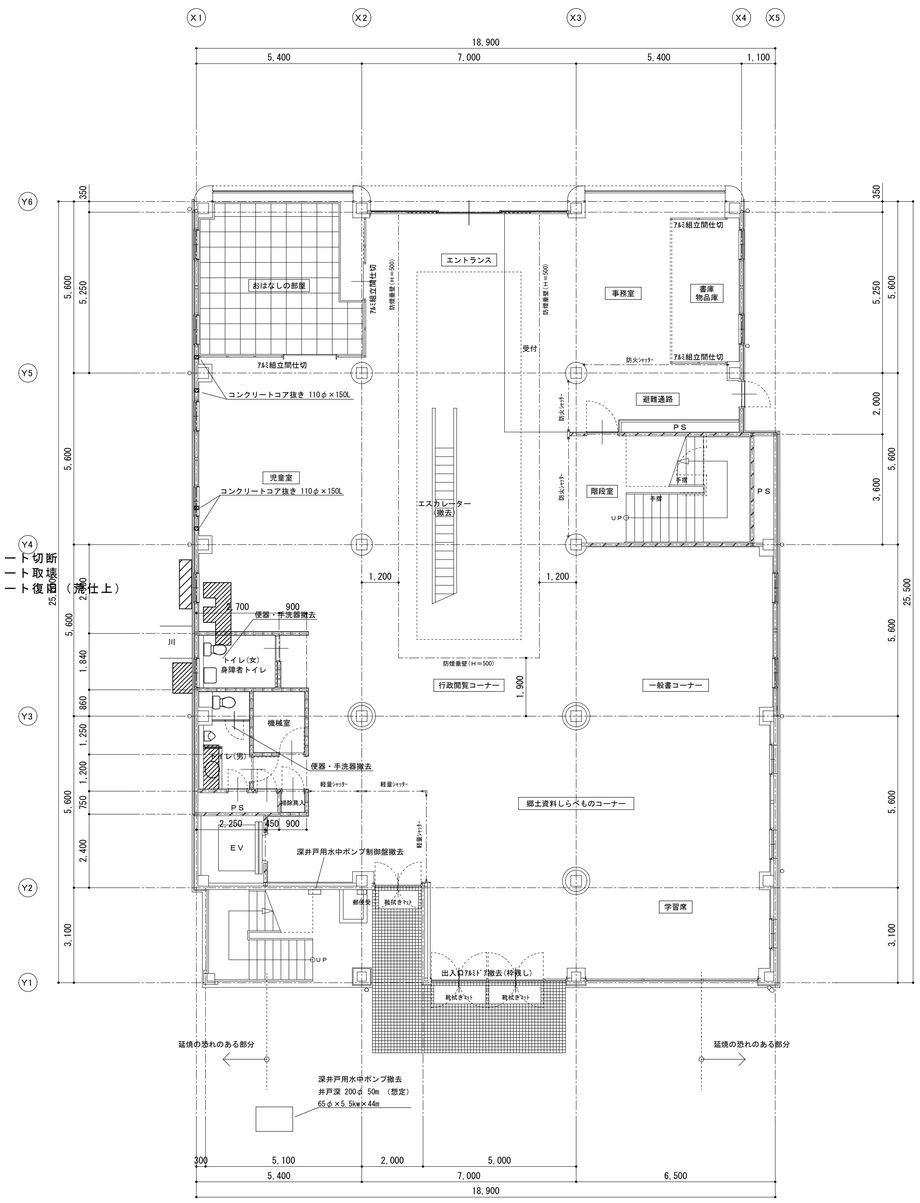

1階平面図　S＝1:100

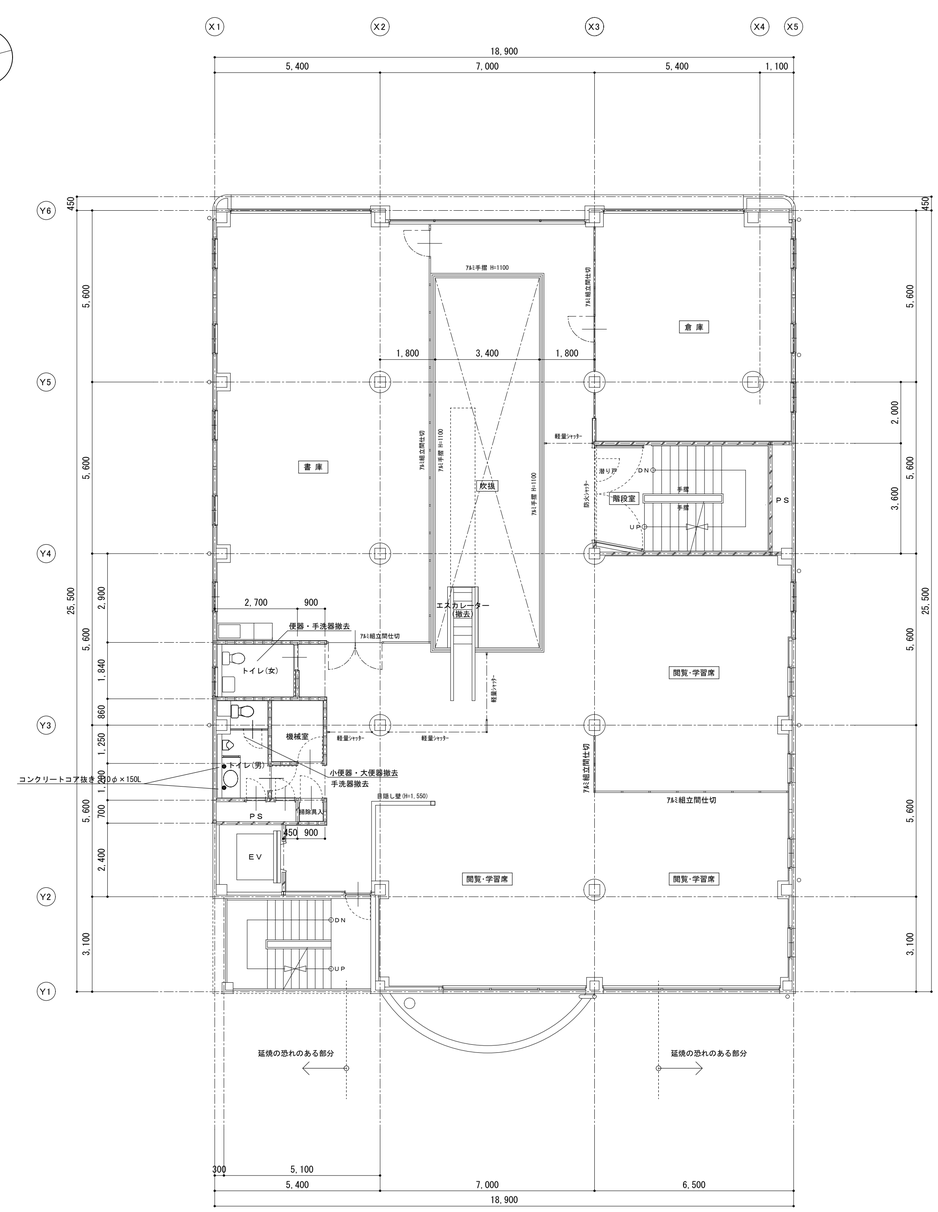

2階平面図　S＝1:100

備考	有限会社 サクライ設計 新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６　（小出東町） 一級建築士事務所登録(ナ)第１９２５号　TEL 025-792-3586・FAX 792-9990 一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人	設計者等 氏名 坂大 健一	建築士登録番号等 一級建築士登録 第212355号	印	工事名称 にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日 ２０２５．０１	図面番号 M-3
					図面名称 現況　１階平面図 ２階平面図	縮尺 1/100	建 電 構 機

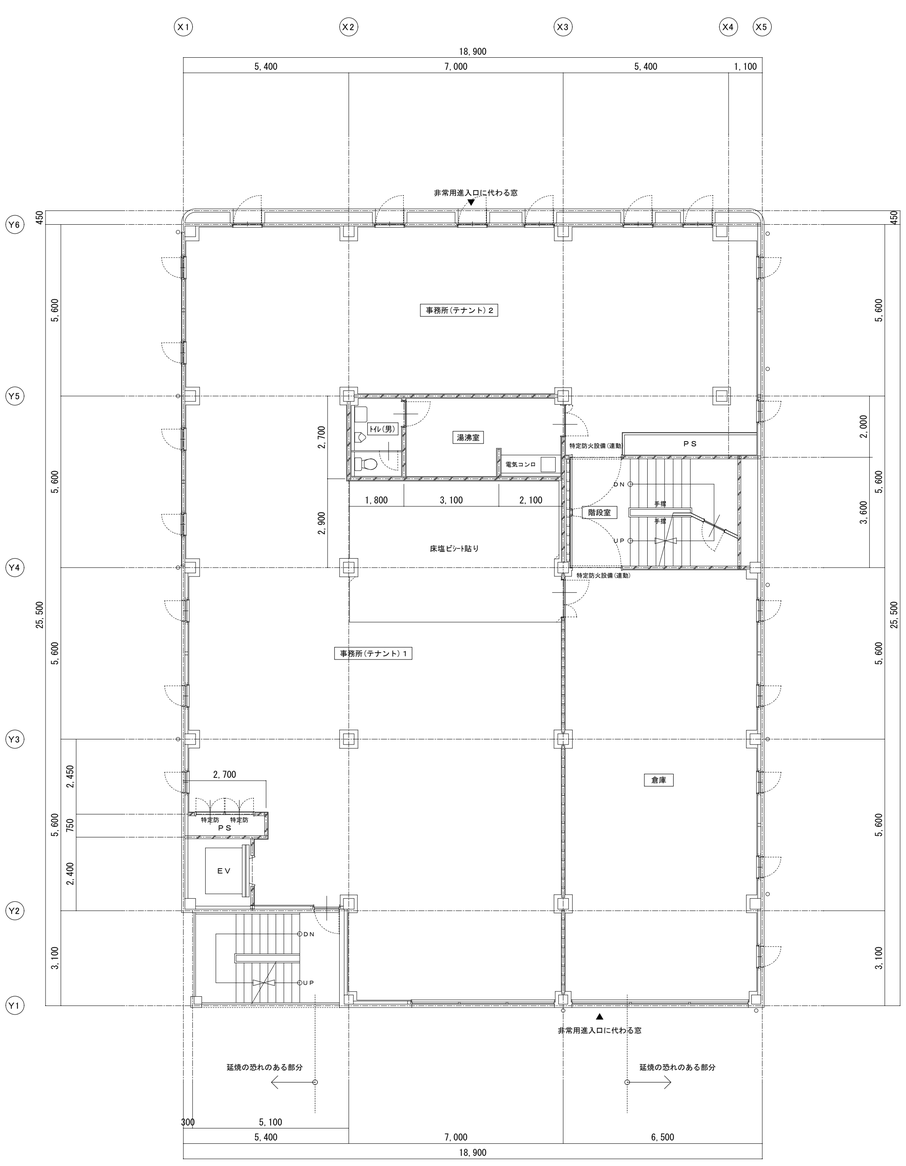

３階平面図　S＝1:100

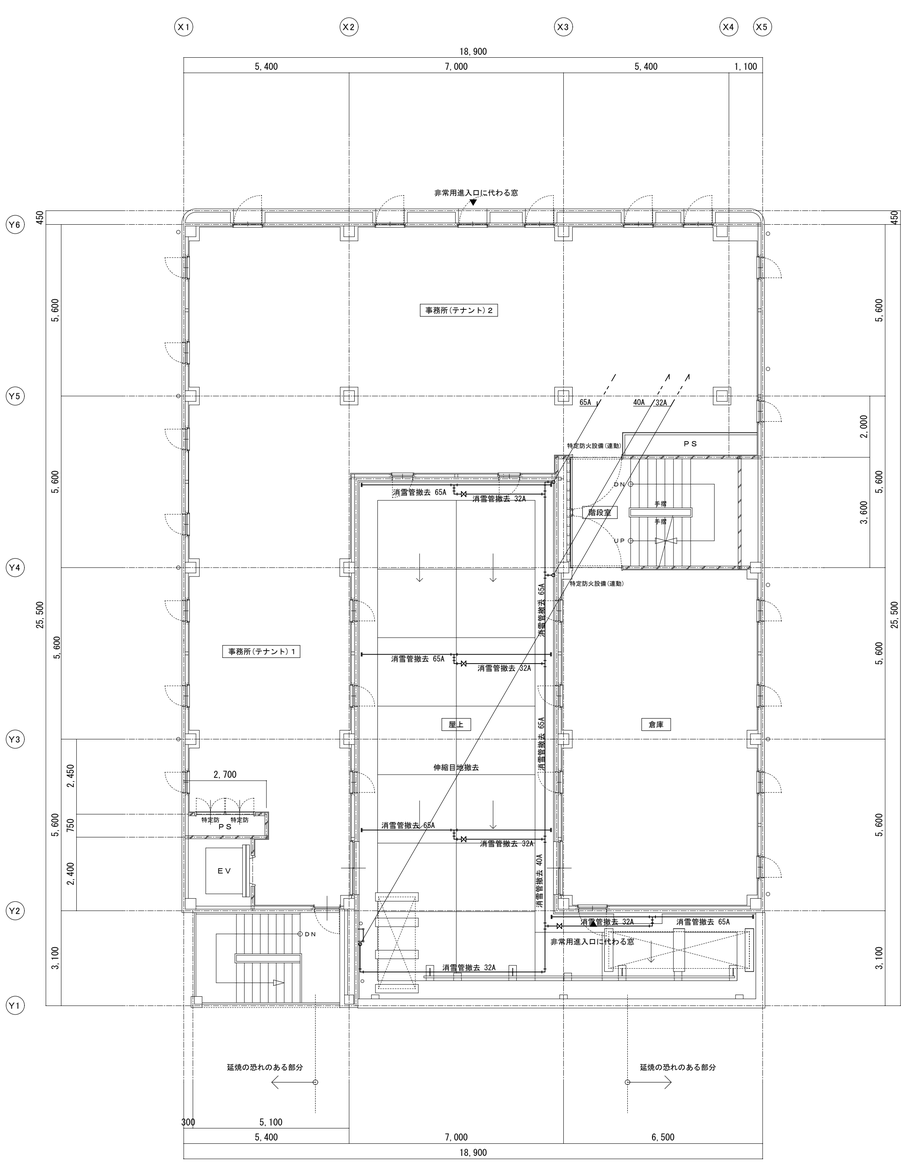

４階平面図　S＝1:100

備考	有限会社 サクライ設計 新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６　（小出東町） 一級建築士事務所登録(ｆ)第１９２５号　TEL 025-792-3586・FAX 792-9990 一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人	設計者等 氏名 坂大 健一	建築士登録番号等 一級建築士登録 第212355号	印	工事名称 にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日 ２０２５．０１	図面番号 M-4
					図面名称 現況　３階平面図 ４階平面図	縮尺 1/100	衛 電 構 機

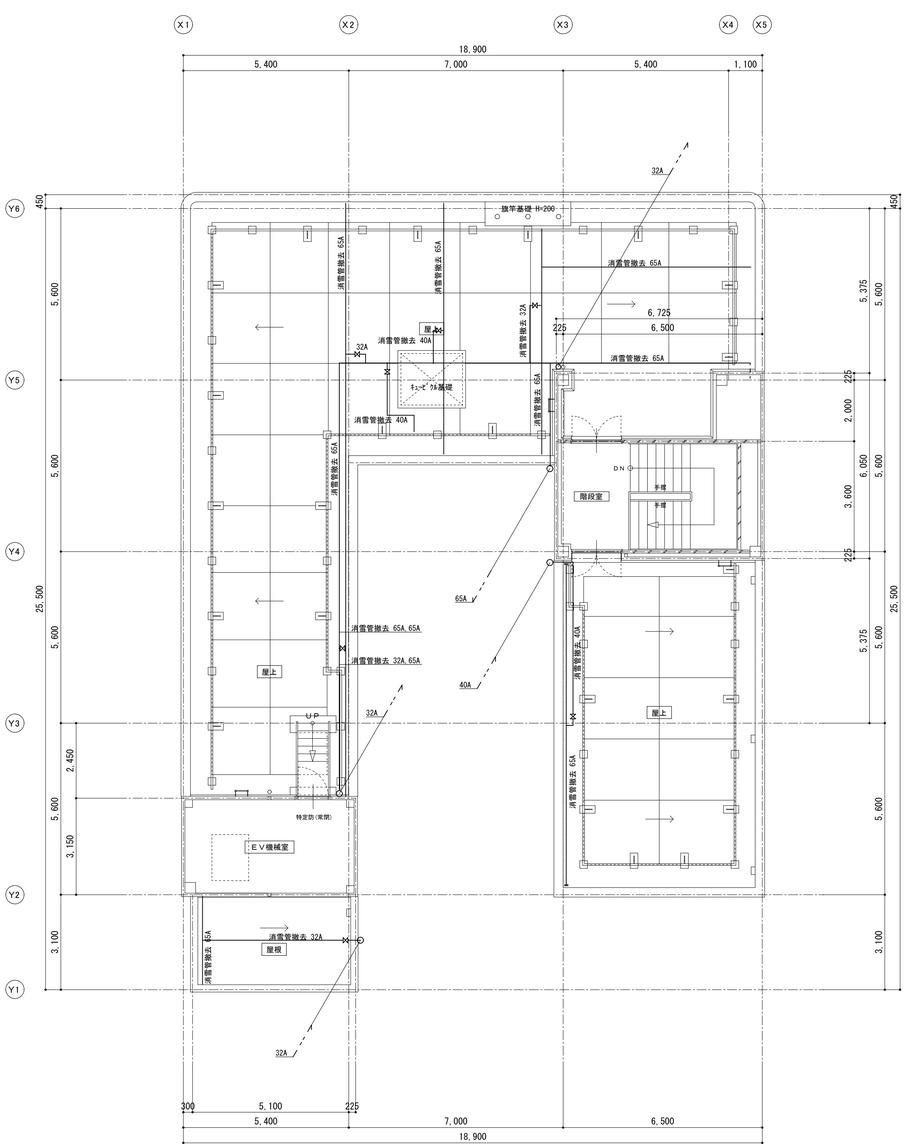

ＰＨ階平面図 S＝1:100

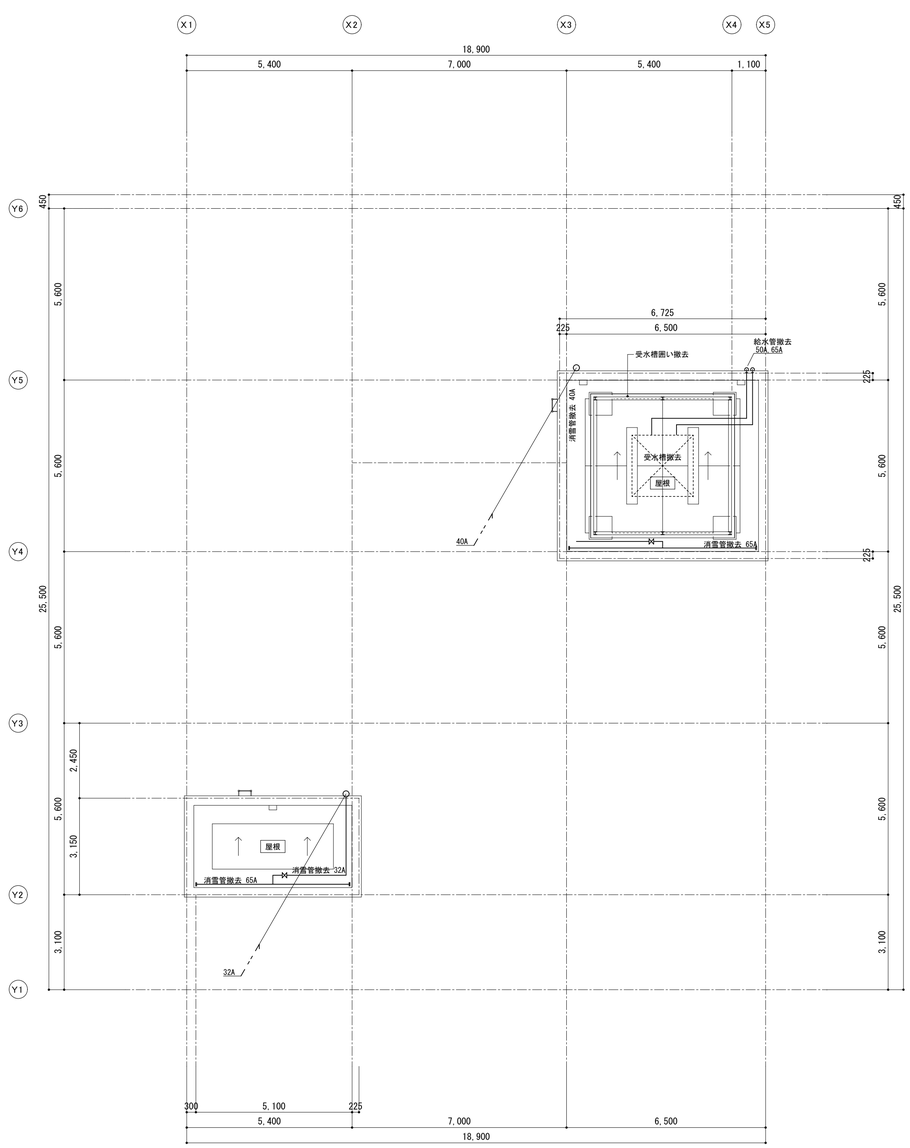

ＰＨ屋根平面図 S＝1:100

備考		有限会社 サクライ設計 新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６ （小出東町） 一級建築士事務所登録(ｆ)第１９２５号 TEL 025-792-3586・FAX 792-9990 一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人	設計者等 氏名	建築士登録番号等	印	工事名称	にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日	２０２５．０１	図面番号 M-5
			坂大 健一	一級建築士登録 第212355号		図面名称	現況 塔屋及び屋根平面図 塔屋屋根平面図	縮尺	1/100	衛 電 構 機

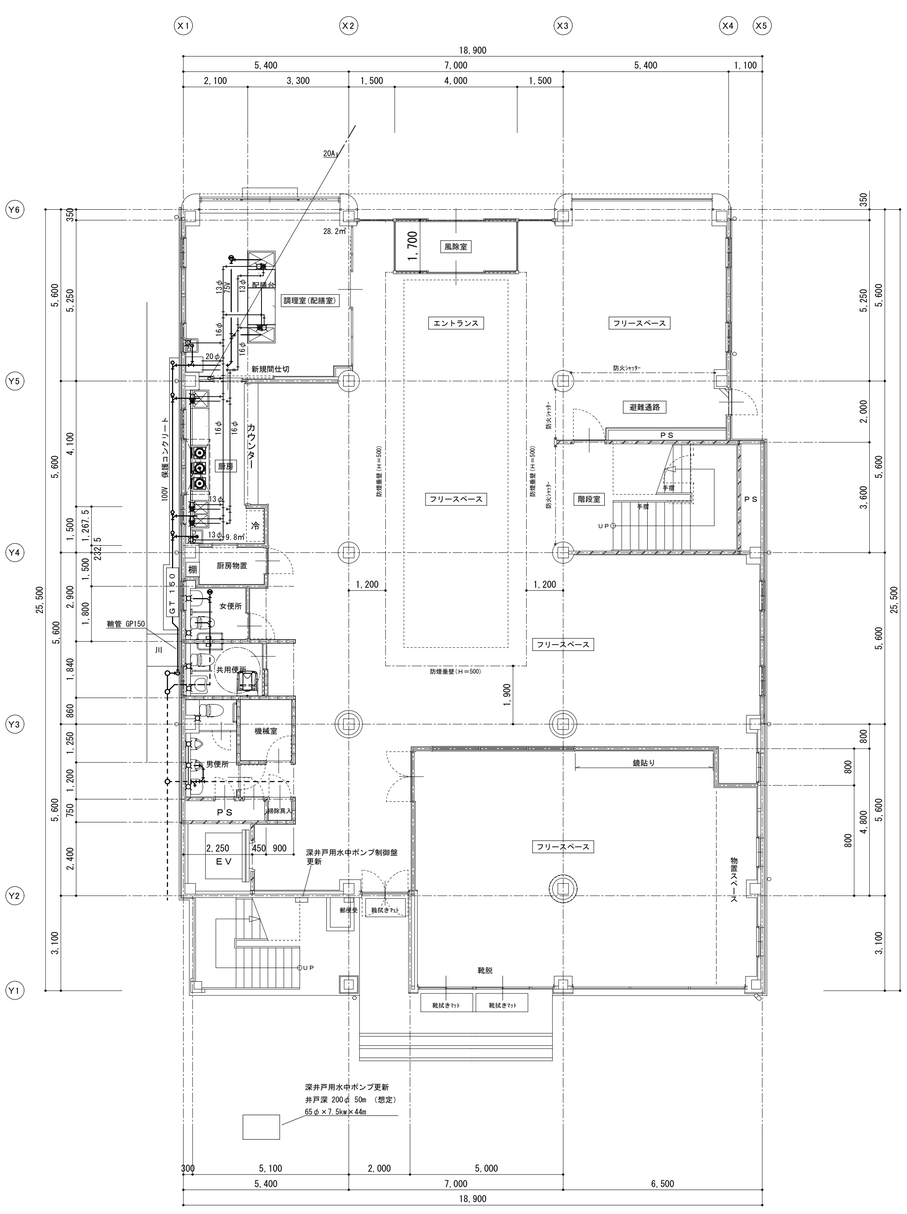

1階平面図　S＝1:100

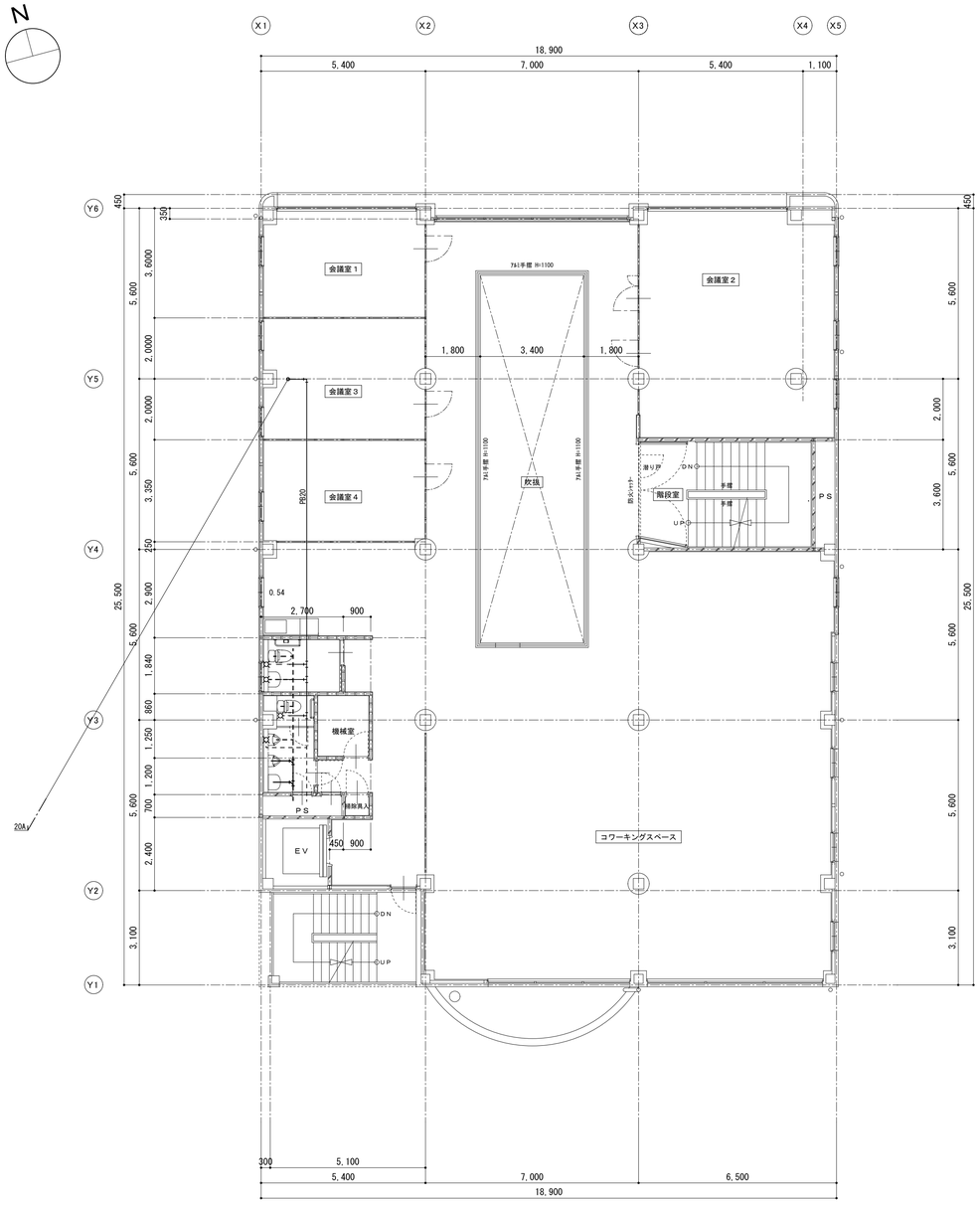

2階平面図　S＝1:100

備考		有限会社 サクライ設計 新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６ （小出東町） 一級建築士事務所登録(ナ)第１９２５号 TEL 025-792-3586・FAX 792-9990 一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人	設計者等 氏名	建築士登録番号等	印	工事名称	にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日	２０２５．０１	図面番号 M-6
			坂大 健一	一級建築士登録 第212355号		図面名称	改修　１階平面図 ２階平面図	縮尺	1/100	衛 電 構 機

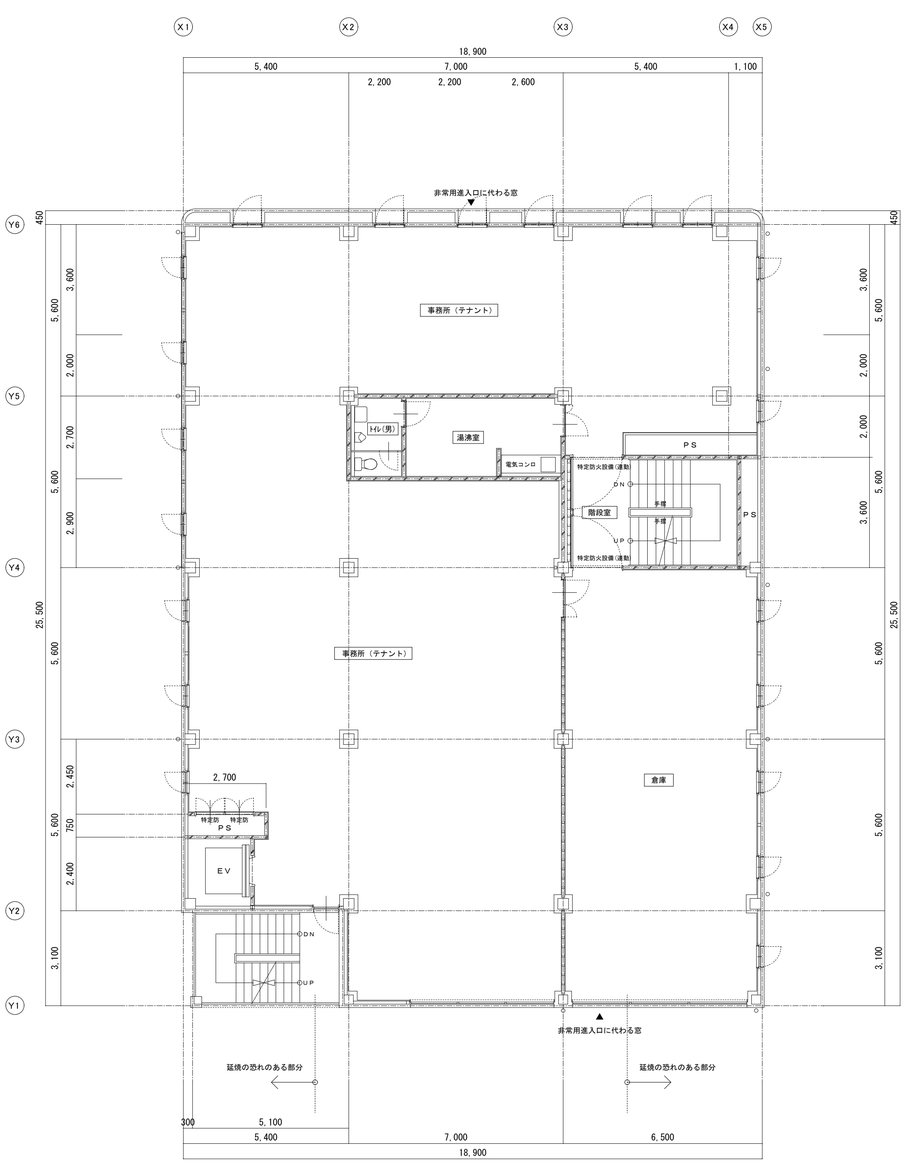

３階平面図　S＝1:100

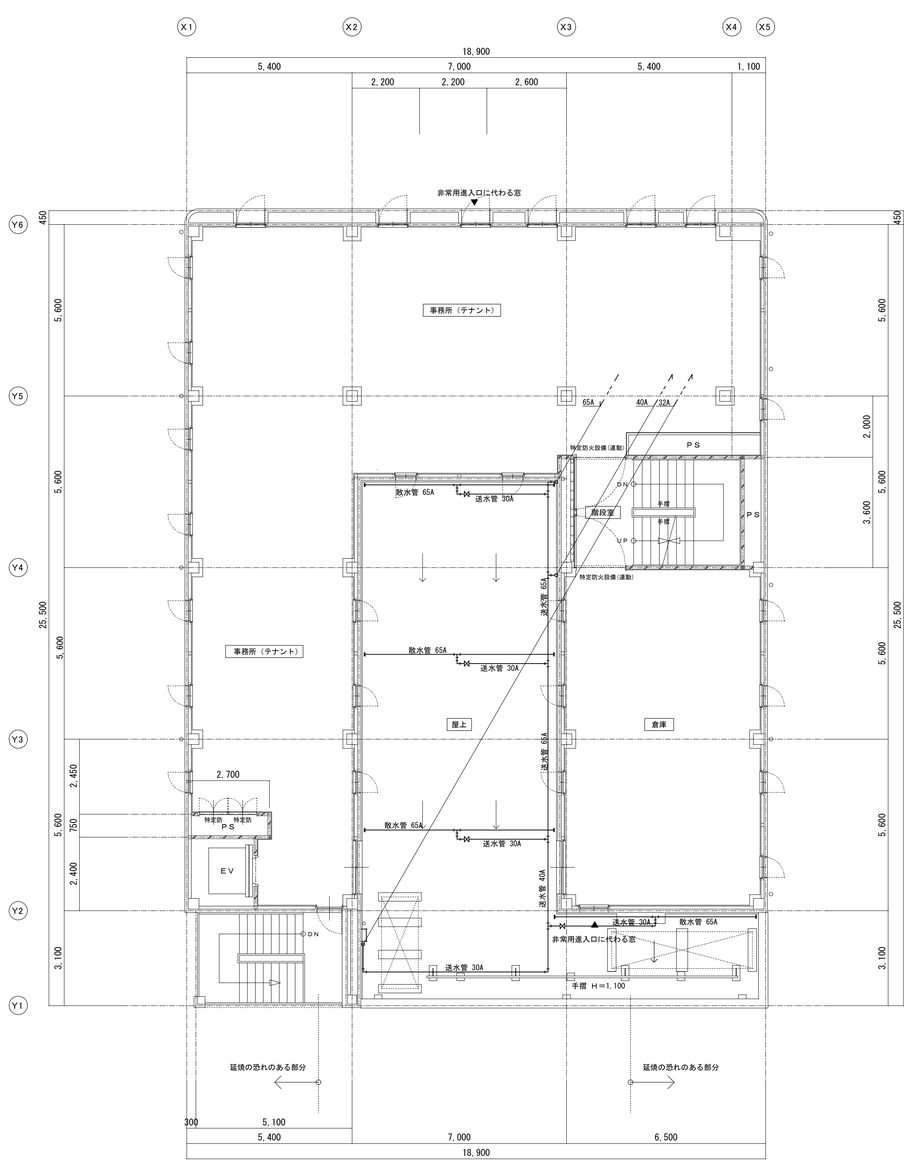

４階平面図　S＝1:100

備考	有限会社 サクライ設計 新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６　（小出東町） 一級建築士事務所登録(ｆ)第１９２５号　TEL 025-792-3586・FAX 792-9990 一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人	設計者等 氏名 坂大 健一	建築士登録番号等 一級建築士登録 第212355号	印	工事名称 にぎわい館（仮称）改修機械設備工事	年月日 ２０２５．０１	図面番号 M-7
					図面名称 改修　３階平面図 ４階平面図	縮尺 1/100	衛 電 構 機

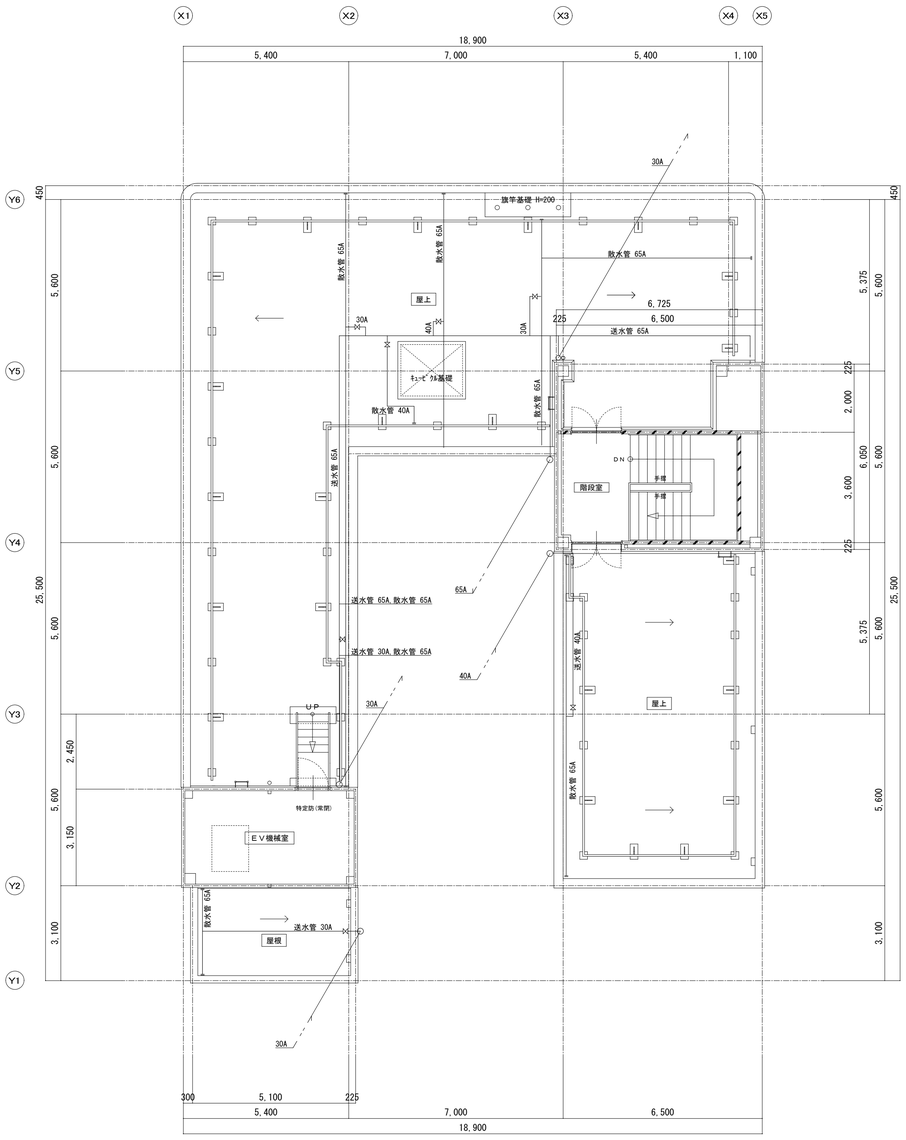

ＰＨ階平面図 S＝1:100

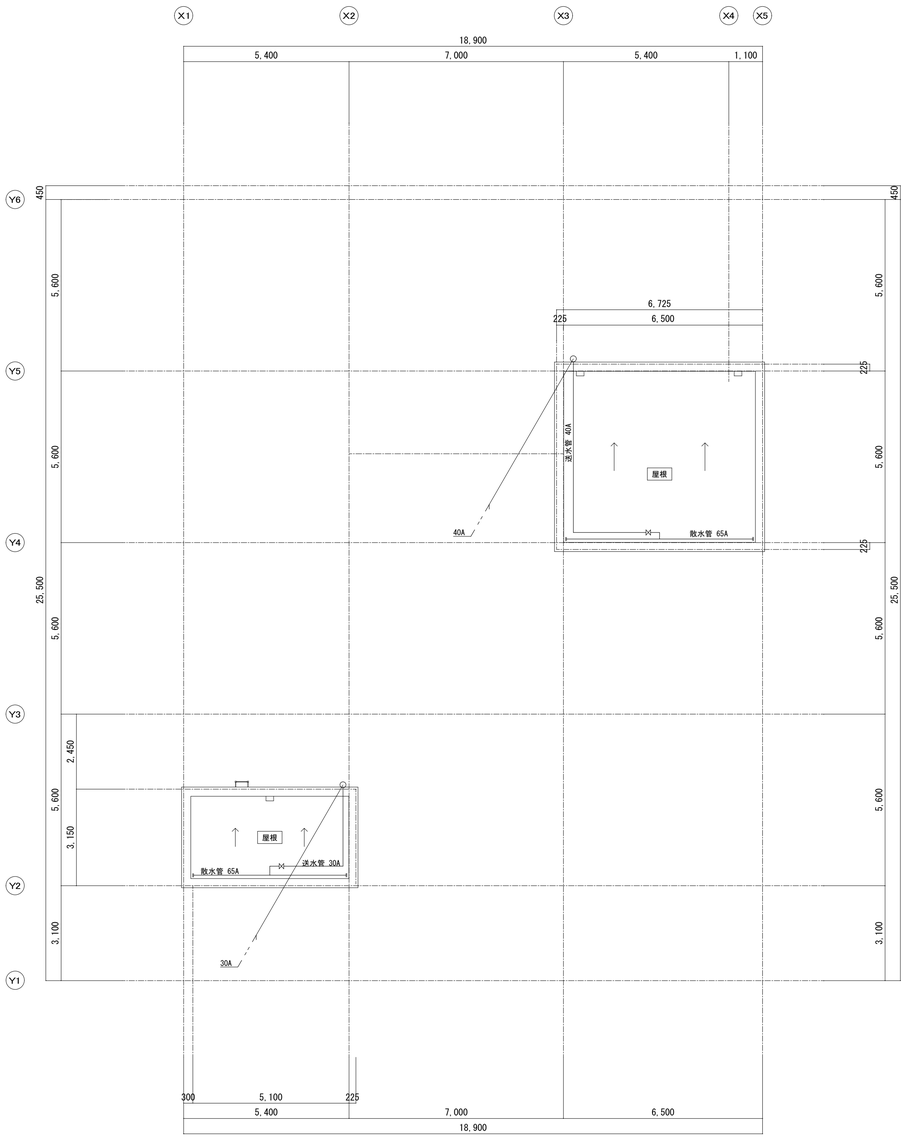

ＰＨ屋根平面図 S＝1:100

備考		有限会社 サクライ設計 新潟県魚沼市小出島１２０９番地１６ （小出東町） 一級建築士事務所登録(ｆ)第１９２５号 TEL 025-792-3586・FAX 792-9990 一級建築士登録 第２４２２２２号 管理建築士 浅井 守人	設計者等 氏名 坂大 健一	建築士登録番号等 一級建築士登録 第212355号	印	工事名称 にぎわい館(仮称)改修機械設備工事	年月日 ２０２５．０１	図面番号 M-8
						図面名称 改修 塔屋及び屋根平面図 塔屋屋根平面図	縮尺 1/100	衛 電 構 機